

令和4年6月市議会建設水道委員会資料

第70号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の理由	1
2 住宅セーフティネット制度の概要	1
3 条例改正の概要	2
4 条例改正の内容	3
5 施行期日	3
6 長崎市手数料条例別表第1新旧対照表(抜粋)	4～5

建 築 部

令和4年6月



1 条例改正の理由

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅^{※1}」という。）の登録を促進し、住宅確保要配慮者^{※2}の居住の安定に資するため、当該登録に係る申請等の手数料（以下「登録手数料」という。）を廃止したい。

※1 セーフティネット住宅 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅

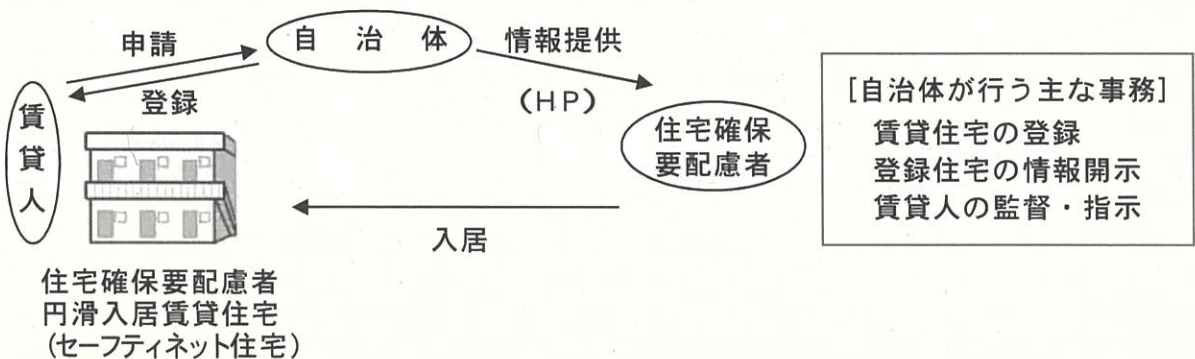
※2 住宅確保要配慮者 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

2 住宅セーフティネット制度の概要

(1) 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者は、孤独死、騒音等の不安から、賃貸住宅への入居を断られる場合がある。このような住宅確保要配慮者の入居を促進し、居住の安定の確保を図ることを目的として、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録する制度をいう。

(2) 住宅セーフティネット制度のイメージ



自治体において、登録された賃貸住宅の情報を住宅確保要配慮者に広く提供し、この情報をもとに住宅確保要配慮者が当該賃貸住宅の賃貸人に入居を申し込むことができる仕組み。

(3) 主な登録基準

性能	耐震性を有すること
面積	床面積が 25 m ² 以上
設備	台所、収納設備、便所、浴室等を適切に設けること
家賃	近傍同種の住宅と同等であること

(4) 住宅セーフティネット制度の周知について

本市のホームページにおいて住宅セーフティネット制度に関する周知を図っている。引き続き SNS 等の手段を用いるなどして、関係団体への周知を積極的に図っていく。

3 条例改正の概要

(1) 現行の登録手数料について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され(平成29年10月25日施行)、セーフティネット住宅の登録制度が創設されたことに伴い、本市は登録手数料を徴収している。

その後、セーフティネット住宅の登録数が全国的に増加していない状況を踏まえ、国は申請書の記載項目、添付図書等を簡素化することを内容とする住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)の改正を行い(平成30年7月10日施行)、申請者の事務負担を大幅に軽減するとともに、セーフティネット住宅の登録に係る事務を行う自治体の事務負担が大幅に軽減されることに伴う登録手数料の額の見直しを促進し、当該登録数の増加を図った。これを受け、本市においては登録手数料の減額を同年9月より行っている。

(2) 他の自治体の動向

施行規則の改正を受け、多くの自治体では登録手数料を無料化しており、その結果、セーフティネット住宅の登録数が全国的に増加している。また、県内においては登録手数料を無料化した後に当該登録数が急増している自治体もある。

各自治体の登録手数料の徴収状況(令和4年5月現在)

登録手数料	都道府県	政令市・中核市	計
無料	47	79	126 (99%)
有料	0	1	1 (1%)

セーフティネット住宅の県内の登録実績(令和4年5月現在)

長崎市	37戸
佐世保市	1,216戸
長崎市及び佐世保市を除く長崎県内の市町	39戸

(3) 登録手数料の無料化

登録手数料を無料化することにより、申請者の事務負担(登録手数料の払込み等)が軽減され、申請等の手続きをセーフティネット住宅情報提供システムのみで完結することができるとともに、申請者の費用負担も軽減されることから、セーフティネット住宅の登録を促進することができる。また、住宅確保要配慮者の住宅の確保を支援するといった福祉的な側面が大きいセーフティネット住宅は、公的賃貸住宅の補完的な役割を担っていることから、セーフティネット住宅の登録を促進し、住宅確保要配慮者の居住の安定に資することが求められる。このようなことから、登録手数料を無料としたいので、長崎市手数料条例の一部を改正するものである。

4 条例改正の内容

(1) 新規登録に伴う事務手数料の新旧対照

登録する住宅の戸数 (戸)	当初手数料 (円)	改正前手数料 (円)	改正後手数料 (円)
1	6,400	500	0
2～4	7,400	600	
5～9	9,000	700	
10～19	10,700	800	
20～29	11,200	900	
30～39	11,900	900	
40～49	12,600	900	
50～99	14,700	1,100	
100～	18,700	1,300	

(2) 登録戸数の変更に伴う事務手数料の新旧対照

追加登録する住宅の 戸数(戸)	当初手数料 (円)	改正前手数料 (円)	改正後手数料 (円)
1～4	1,400	200	0
5～9	3,000	300	
10～19	4,600	400	
20～29	5,200	400	
30～39	5,900	400	
40～49	6,600	500	
50～99	8,600	600	
100～	12,700	900	

5 施行期日 公布の日

6 長崎市手数料条例別表第1 新旧対照表 (抜粋)

改正後					改正前				
○長崎市手数料条例 平成 12 年 3 月 24 日 条例第 6 号					○長崎市手数料条例 平成 12 年 3 月 24 日 条例第 6 号				
別表第 1 (第 2 条関係)					別表第 1 (第 2 条関係)				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象 事務の根拠と なる法令等	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象 事務の根拠と なる法令等
(1) ~ (259) 略					(1) ~ (259) 略				
[削る]					(260) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録申請手数料	住宅の戸数が 1 戸である場合	1 件	500	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成 19 年法律第 112 号) 第 8 条
						住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以下である場合	1 件	600	
						住宅の戸数が 5 戸以上 9 戸以下である場合	1 件	700	
						住宅の戸数が 10 戸以上 19 戸以下である場合	1 件	800	
						住宅の戸数が 20 戸以上 49 戸以下である場合	1 件	900	
						住宅の戸数が 50 戸以上 99 戸以下である場合	1 件	1,100	

						住宅の戸数が 100 戸以上である場合	1 件	1,300	
[削る]					(261) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録変更手数料	追加する戸数が 1 戸以上 4 戸以下である場合	1 件	200	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 12 条第 1 項
						追加する戸数が 5 戸以上 9 戸以下である場合	1 件	300	
						追加する戸数が 10 戸以上 39 戸以下である場合	1 件	400	
						追加する戸数が 40 戸以上 49 戸以下である場合	1 件	500	
						追加する戸数が 50 戸以上 99 戸以下である場合	1 件	600	
						追加する戸数が 100 戸以上である場合	1 件	900	
(260) その他の諸証明手数料		1 件	300		(262) その他の諸証明手数料		1 件	300	